

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人たちばな会

医療福祉センター オレンジ学園

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

1. 身体拘束は入所者の生活の自由を制限することであり、入所者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、入所者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。但し入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は十分な検討の上、必要な手続きを踏んで諸記録を残し行いますが、解除にむけて継続的に検討していきます。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する組織に関する事項)

2. 施設では「虐待防止委員会」において身体拘束適正化に関する協議を行います。
なお、本委員会の運営責任者(委員長)は当施設の施設長とし、医療安全管理者を「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。
 - (1) 虐待防止委員会は、年に2回以上委員会が招集し開催します。(5月、11月)
 - (2) 虐待防止委員会では、次のようなないようについて協議するものとします。
 - ①身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
 - ②身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
 - ③身体拘束について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ④職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑤身体拘束等が発生した場合、その発生原因などの分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

3. 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。
 - (1) 研修は年に1回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。
 - (2) 研修の実施については、研修資料、実施概要、出席者などを記録し、電磁的記録などに保存します。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

4. 身体拘束の事案については、その全ての案件を虐待防止委員会に報告するものします。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

5. 入所者本人又は他の入所者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

- (1) 組織にいる決定と個別支援計画及び看護記録、看護計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行なうときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、行動制限最小化チーム会において組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画及び看護記録に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書及び看護記録の備考欄に記載します。

- (2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行なう場合には、手続きの中で適宜入所者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

様式1:「身体拘束等に関する説明・同意書」に、個別状況に身体拘束等が必要な事項を記載し、入所者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書及び看護記録、看護計画とともに「行動制限に関する説明と同意書」を手交します。

- (3) 行政への相談、報告

身体拘束を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告します。

- (4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行なった場合には、看護記録にその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、入所者個々のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の行動制限最小化チーム会で報告します。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

入所者等はいつでも本方針を閲覧することができます。また、当施設 HP におい

ていつでも閲覧が可能な状態とします。

（その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項）

3に定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修などには積極的に参加し、入所者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽します。

令和6年9月10日 制定